

中小企業団体全国大会（宮城大会）参加者募集

大会は、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、中小企業者の総意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の整備拡充を訴え、組合組織を基盤とした中小企業の安定的発展と豊かな社会の実現を期するものであります。

大会をより意義のあるものにし、また、来年度は千葉県での開催が予定されておりますので、次期開催県として、より多くの皆様方のご参加をお願いいたします。

- I. 大会概要 (1) 日時 平成20年11月20日(木) 午後1時30分～午後4時
(2) 場所 仙台サンプラザホール(宮城県仙台市宮城野区榴岡5-11-1)
- II. 日 程 11月19日(水)～21日(金)(2泊3日)
- III. 参加費 1人当たりの参加費
A: 93,000円(2泊3日:全行程 *大会参加費、交通費、宿泊費、懇親会費、観光費用等を含みます。)
B: 57,000円(11/19～20の1泊2日:東京駅から大会まで、帰りは自費。)
C: 61,000円(11/20～21の1泊2日:大会から東京駅まで、行きは自費。)
D: 4,000円(*大会参加のみ)
- IV. 申し込み 本会総務部 Tel.043-242-3277

休眠組合の解散整理 決算関係書類の提出を

本誌6月号で既報のとおり、組合が正当な理由がないのに、成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止しているときは、行政庁は業務改善命令を経ないで、直ちに解散命令が出せることになっております。

この運用の具体的な判断は、「基準日(今回は平成20年10月1日の予定)から遡って3年間、所管行政庁に対する届出・許可の申請等が一度もなされていない組合に対して、中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づく解散命令を発動するものです。

この命令があった場合には、組合は直ちに解散し、解散の登記も行政庁の嘱託によって職権抹消されます。

今年3年に一度の休眠組合の整理を行なう年です。決算関係書類の提出を怠っていると、行政庁は活動実態のない休眠組合とみなし、解散命令を発する場合がありますので、組合事務局におかれましては遺漏なきよう、必ず提出く

ださるようお願いいたします。

◎詳細については

指導相談室

Tel.043-242-3277

松戸支所

Tel.047-3608-3900

**若者の応募機会の確保が
事業主の努力義務になりました**

雇用対策法の改正により、平成19年10月1日から、事業主は

①若者の有する能力を正當に評価するための募集及び採用方法の改善

②その他の雇用管理の改善
③実践的な職業能力の開発及び向上

を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならぬこととなりました。

この努力義務について、事業主の皆様が適切に対処するための指針を厚生労働大臣が定めておりますので、この指針に沿って、若者の募集機会の拡大等にご協力ください。

◎詳細については

千葉労働局

Tel.043-221-4311